事務事業マネージメントシート

真岡市行政評価システム 評価対象年度 平成23年度

作成日 平成24年 05月 11日

評価对象年度	*/	成23 年度		2,372	K 1 - 1 - 2 7	<del>-                                    </del>	1作成日 平成24 年 05 月 11 日					
事務事業名	審查	事務				担当	会計管理者 会計課 審査係					
政策名	G	効率的で市	民にわかりやすい	まちづくり		電話番号	0285-83-8164					
施策名	4	財政の健全	化			□ 実施計画上の主要事業						
基本事業名							単年度のみ					
法令根拠	地方	自治法第232	2条の4 真岡市	財務規則		事業期間	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					
予算科目	1.一般会計		2.総務費	1.総務管理費	1.会計管理費		□ 期間限定複数年度( 年度~ 年度)					
市が購入する物品や、工事等を施工する場合、各課では真岡市財務規則により、支出負担行為決議書を作成する。債務が確定後、債権者からの請求に基づき、各課で作成され た支出命令書と支出負担行為決議書が会計課に送付され、支出内容、決裁区分、支払期日、支払方法等を審査し、債権者に支払う。 市町合併に伴い支払命令等件数が増加しており、 不適切な支出命令等の事務処理を減少させ、事務の効率化が図れるよう、会計事務マニュアルを見直し、庁内ランにアップし 各課で活用しやすいようにした。また、書類の不備内容や不備率等を各課にフィートパックし間違い等の削減対策に取り組んだ。 ・支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為でその内容、予定金額、時期、方法等を明らかにした支出負担行為決議書を作成する。 ・支出命令とは、市町村長が支出負担行為に基づき、現実に公金を支出する必要が生じたときに会計管理者に対して支出を命令することをいう。												

		・支出	i負担付為とは、予算i i命令とは、市町村長i	に基 りい しるが支出負担行	でれる文田の原区 「為に基づき、現実	に公金	を支	けんかいけん いっぱい かいかい かいがい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	で正額、時代計管理者に	対して	支出を命令す	でした文面貝 さいう	担仃為沃議音。	etfix 9 る。		
1. 3	見状抵	巴握の部 (1	)事務事業の目的。	と指標												
① 手段 (主な活動)							動指	標(事務事業の活動量を表す	す指標) の推							
23年度実績 各課が起票した支出負担行為決議書、支出命令等を受理し					名称					20 年度(実績)	21 年度(実績)	22 年度(実績)	23 年度(実績)	24 年度(見込)		
・金額の算定に戻りがないが ・正当債権者であるか ・支出時期が到来しているか ・予算額を超過していないか ・年度、会計、科目に誤りはないかを審査する。						ア	受理	、審査した書類の件数。			40287	49718	48765	49740	50500	
						1	不備	の発見件数			1,080	1,036	600	475	430	
						ゥ	ウ 助言、指導回数				1,080	1,036	600	475	430	
						ェ	不備	率			2.7	2.1	1.2	0.95	0.85	
						オ										
			しているのか)*人や自	自然資源等		6対	· 寸象指	標(対象の大きさを表す指標	票)の推移	74 /T	20 年中/中体\	24 年中/中は	22 年帝/中使\	22 年帝(中体)	24 年度/月17 \	
支出	命令書		uu A A M			ア	支出	名称 負担行為決議書等数		単位	20 年度(実績) 40287	21 年度(実績)	22 年度(美績) 48765	23 年度(実績) 49740	24年度(見込) 50500	
		為決議書兼支 た債権者、金				イ ウ										
						I										
③ 意	図 (こ	の事業によっ	て、対象をどう変える	のか)		 オ ⑦成		標(対象における意図された	対象の程序	L 医) の推	 <u> </u>	<u> </u>			<u> </u>	
		適正な支払い				名称 ア:適正書類の割合				単位	20 年度(実績) 97.3	21 年度(実績) 97.9	22 年度(実績) 98.8	23年度(実績) 99.05	24年度(見込) 99.15	
						1 d d d d d d d d d d d d d d d d d d d							30.0		33.10	
						エ										
<b>⊘</b> \$±	<b>単 (</b> ど	ムた紅甲(Fri	立施策)に結びつけるの	D4V)		 才	一位成	黒指標(結果の達成度を表す	たた種)のは	# <b>1</b> 2						
		適正化	が成成)に売り、フリンの	2,5.)			, _	名称	9 1日1宗)の打	単位		21 年度(実績)			24 年度(見込)	
							適切	に支払われた率			100	100	100	100	100	
						イ ウ ェ										
(2) 指	<b>公事</b> 当	養の推移		単位	20 年度(実		オ i) 21 年度(実績)		22 \$	22 年度(実績)		23 年度(実績)		24 年度(見込)		
(=)			国庫支出金	千円	20 7/2 (天	入根/ 21 十反(大根/ 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					0	25 年及(天順)		0		
	事業費	財 県支出金 源 地方債 沢 その他		千円 千円			0	0			0		0		0.	
投 入 量	費	訳	その他	千円			0	0			0		0		0	
量		一般財源     千円       事業費計(A)     千円					0	0			0		0		0	
	了					3 3				3			3		0	
	人件費		ベ業務時間     貴計(B)		4,000 16,712 16,712		712 20,020		4,900 20,913 20,913			4,910 20,828	0			
			件費計(B)     千円       1スト(A)+(B)     千円									20,828		0		
(3) 1	事務事	業の環境変	化・市民意見等													
した	きっか	音事業を開始 けは何か? んな経緯で のか。	正確迅速に支払い事	<b>-</b> 初で1Jフ。												
状況 令等 いる いは	が象 はど か、開 5年i	を取り巻く 者や根拠に うめ時期ある かと比べてど のか?														
③この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?		住民、議会、 た、利害関係 どんな意見														

## \*原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価 2. 1 次評価の部 ①政策体系との整合性 □ 結びついている ■ 見直し余地がある ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか? 財務規則に基づく事務であり結びつく ・意図することが結果(上位施策)に結びついているか? 目的妥当性評価 ■ 妥当である ②公共関与の妥当性 ■ 見直し余地がある ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか? 市が購入した物品や工事費の支払いのための審査である ・税金を投入して達成する目的か? □ 適切である ③対象と意図の妥当性 ■ 対象を見直す必要がある ■ 意図を見直す必要がある ・対象を限定・追加すべきか? \_\_\_ 財務規則に基づく支払いのための審査である ・意図を限定・拡充すべきか? □ 向上余地はない □ 向上余地がある 支出命令等に記載された内容の審査事務である。 ④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか? ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか? ・何が原因で成果向上が期待できないのか? ⑤廃止・休止の成果への影響 ■ 影響がある■ 影響がない ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は? \_\_\_ 適正な支払い事務ができなくなる 有効性評 ⑥類似事業との統合や連携の可能性 ■ 類似事業がある(類似の事務事業名を記載) ■ 類似事業はない ・他に、類似の形態の事務事業はないか? ・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図る □ 他の事業と統合・連携ができる □ 他の事業と統合・連携できない ことができるか? ⑦事業費の削減余地 □ 削減余地がない □ 削減余地がある ・成果を下げずに事業費を削減できないか? 必要最小限の事務経費である (仕様や工法の適正化、住民の協力など) 効率性評価 ⑧人件費(延べ業務時間)の削減余地 □ 削減余地がない □ 削減余地がある ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか? 必要最小限の人件費である。 ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか (アウトソーシングなど) 9 受益機会・費用負担の適正化余地 □ 公正・公平である □ 見直し余地がある 公平性評価 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか? 市の債権者への支払いのための審査事務である。 ・受益者負担が公正・公平になっているか? 3. 改革・改善方向の部 (1) 改革の方向性(改革案・実行計画) (3) 改革・改善による期待成果 □ 廃止 □ 見直し(□:目的妥当性 □:有効性 □:効率性 □:公平性) □ 統合 □ 継続 維持 増加 削減 向上 成果 維持 (2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か?それをどう克服していくか? 低下 4. 事務事業の2次評価結果(事業の総括と事業の方向性) □ 記述説明不足(説明責任不充分) □ 評価内容が客観性を欠く □ 評価内容は客観的と言える (1) 1次評価結果の客観性と出来具合 (2) 2 次評価者としての評価結果 (5) 改革・改善による期待成果 ①目的妥当性 🗌 適切 🔲 見直し余地あり ②有効性 🗌 適切 🗌 見直し余地あり □ 適切 □ 見直し余地あり ④公平性 🔲 適切 🔲 見直し余地あり コスト 維持 増加 削減 (3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 (4) その他 2 次評価会議で指摘された事項 向上 □ 廃止 □ 休止 □ 目的絞込み □ 目的拡充 成果 維持 □ 事業統廃合 □ 事業のやり方改善 低下 □ 予算削減 □ 予算増大 □ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)